

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出 (経営支援課)	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知 ()	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め (緊急耐震工事計画) (2件) (農業基盤課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における当選人の住所等 (11・3 掲示)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (管財課)	2

告 示

高知県告示第962号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月16日

高知県知事 濱田 省司

- 届出者の名称
株式会社フタガミ 代表取締役 松岡 正憲
- 届出者の住所
南国市双葉台1番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターマルニ高須店
高知市高須二丁目15-21
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和3年2月26日

高知県告示第963号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和3年11月16日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
土佐市高岡町字胡麻谷丁1719の4、丁1719のロ、丁3059のロ、丁3060、丁3061、丁3066の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字胡麻谷丁1719のロ・丁3059のロ・丁3060・丁3061・丁3066の1 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第964号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和3年11月16日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町泊浦字弦場山411の7
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第965号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年11月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 足摺岬公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市清水字唐 碇929番18から 土佐清水市清水字唐 碇929番3まで	前	15.4 }	545
	後	19.0 }	545

高知県告示第966号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年11月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 仁淀東津野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町船戸字 都4741番1	前	4.5 }	61
	後	5.2 }	61

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (香南市1期地区農村地域防災減災事業 (用水施設)) の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年11月16日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧期間
令和3年11月16日から同年12月15日まで

3 縦覧場所
香南市役所

4 その他
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（香美市1期地区農村地域防災減災事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年11月16日

高知県知事 濱田 省司

1 縦覧に供する書類
緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧期間
令和3年11月16日から同年12月15日まで

3 縦覧場所
香美市役所

4 その他
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第107号

令和3年10月31日執行の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙において当選した者の住所、氏名及び候補者届出政党の名称は、次のとおりである。

令和3年11月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

選挙区	住所	氏名	候補者届出政党の名称
第1区	高知県高知市介良乙1748番地	中谷 元	自由民主党
第2区	高知県高知市長浜蒔絵台二丁目16番地1	尾崎 正直	自由民主党

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年11月16日

高知県知事 濱田 省司

- 落札に係る購入物品の名称及び数量
高知県庁本庁舎で使用する電気 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部管財課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 落札者を決定した日
令和3年10月21日
- 落札者の氏名及び住所
ダイヤモンドパワー株式会社 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号
- 落札金額
32,860,850円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
令和3年8月20日